

協 議 調 書

伊那市・高遠町・長谷村合併協議会

協議項目	8	提案日	第 4 回 協議会	確認日	第 5 回 協議会
			平成 1 6 年 1 1 月 2 日		平成 1 6 年 1 1 月 1 6 日
協議項目	財産の取扱い			関係項目	
調整方針(案)	3市町村の所有する財産及び債務は、新市に引き継ぐものとする。			協議結果	方針案のとおり
関係資料	<p>《留意事項》</p> <p>市町村の廃置分合をする場合において財産の処分を必要とするときには、「関係市町村が協議してこれを定める。」(地方自治法第7条第4項)とされている。</p> <p>「財産とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。」(同法第237条第1項)とされており、「公有財産」とは、不動産、有価証券、出資による権利等とされている。(同法第238条)</p> <p>「普通地方公共団体は、別に法律で定める場合において、予算の定めるところにより、地方債を起すことができる。」(同法第230条)とされている。</p> <p>「普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならない。」(同法第214条)とされている。</p> <p>《先進事例》</p> <p>【西東京市】平成13年1月21日新設合併 2市(田無市・保谷市)の所有する財産は、新市に引き継ぐものとする。</p> <p>【さいたま市】平成13年5月1日新設合併 3市(浦和市・大宮市・与野市)の所有する財産は、すべて新市に引き継ぐものとする。</p> <p>【千曲市】平成15年9月1日新設合併 更埴市・戸倉町・上山田町の所有する財産は、新市に引き継ぐものとする。</p> <p>【東御市】平成16年4月1日 合体合併 両町村(東部町、北御牧村)の所有する財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。</p> <p>【佐久市】平成17年4月1日新設合併予定 4市町村(佐久市、臼田町、浅科村、望月町)及び佐久下水道組合が所有する財産(土地、建物、債権及び債務、基金等)は、すべて新市に引き継ぐ。</p>				